定住・二地域居住世帯数【県で把握したものに限る】

【集計方法】

- ① 市町村の定住・二地域居住担当部署に対する照会への 回答に基づく実績値
- ② 福が満開、福しま暮らし情報センター(東京都有楽町)や その他定住・二地域居住 受入団体等からの情報
- ③ ①及び②の合計値により算出
- ※以上により県が把握した世帯数を計上したものであり、実 際の定住・二地域居住世帯数とは異なる。

【定住・二地域居住の定義等】

■定住

福島県外の人が、継続的(概ね5年以上)に居住する意思を持って福島 県に移り住むこと。

■二地域居住(国土交通省の定義)

都市や地方の住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフス タイルを実現するための手段の一つとして、本来の住居とは別に農山漁 村や都市に居を構え、その2つ目の住居を中長期的、定期的・反復的に滞 在すること等により、これまでの本来の住居に加えた生活拠点を持つこと。

(単位:世帯)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
県全体	72	31	40	42	41	61	117	194
会津地方	28	17	12	14	19	27	63	95
中通り	21	8	17	20	20	27	36	62
浜通り	23	6	11	8	2	7	18	37

■実績としてカウントするものの例

- ①自治体の移住支援を受けて移住した転入者
- ⑤結婚に伴う転入者
- ②地方暮らしや住環境を求めたことに伴う転入者 ⑥親族との同居に伴う転入者
- ③学生のUターン・Iターン就職による転入者
- ④社会人の就職・転職・起業による転入者
- ⑦地域おこし協力隊採用に伴う転入者
- ⑧県外からの二地域居住者(住民票の異動を伴わない者)
- ■実績としてカウントしないものの例
- ①転勤(勤め先の都合によるもの)による転入者
- ②進学(高校、専門学校、短大、大学等)による転入者